

女性求職者就労促進事業業務委託  
公募型プロポーザル 質問回答書

No.	対象書類	質問内容	回答
1	仕様書 P3 3 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出方法 (2) 企画提案 イ 企画提案書の作成 ウ 企画提案書別紙の作成	企画提案書の作成にあたり、イラストや図表等を用いて表現することは可能でしょうか。 また、フォントの種類及び文字サイズについて、指定や制限がございましたらご教示ください。 ※適切な形式で企画提案書を作成するため	様式第4号「企画提案書」については、イラストや図表等は使用せず、文字のみで作成してください。一方で、「企画提案書別紙」については、イラストや図表等を使用し、わかりやすい企画提案書を作成してください。 なお、「企画提案書別紙（副本）」については、提案者が特定できないよう、社名やロゴマーク等は黒塗り又は削除してください。また、各書類におけるフォントの種類及びサイズに規定はありません。
2	募集要領 P4 4 受託候補者の選定 (2) 審査及び評価の流れ	プレゼンテーション実施方法について、プロジェクター等の機器は使用せず、提出した企画提案書を用いて説明する形式となりますでしょうか。 また、持ち込み可能な資料や機材について、制限がございましたらご教示ください。 ※適切な準備を行うため	プレゼンテーション会場にはスクリーン及びHDMI 接続可能なプロジェクターを用意していますので、原則としてこれを使用してください。 なお、投影資料は、企画提案書提出時の「企画提案書別紙（副本）」と同一のものとします。当日の資料の追加配布は、公平性を保つため認めません。 PC は提案者が持参したものを使用します。その他の機材を使用する場合は、事前に市の承認を得てください。
3	募集要領 P4 4 受託候補者の選定 (2) 審査及び評価の流れ (3) 審査会の開催	プレゼンテーション審査の説明者の人数に制限がございましたらご教示ください。 ※適切な体制でプレゼンテーションを実施するため	様式第4号「企画提案書」添付資料1「業務実施体制報告書」に記載の業務責任者及び業務担当者的人数を想定しています。 ただし、最大でも5人を限度とし、原則として対面形式での参加となります。

**女性求職者就労促進事業業務委託  
公募型プロポーザル 質問回答書**

No.	対象書類	質問内容	回答
4	仕様書 P2 4 成果目標	仕様書 4 成果目標において、「自ら事業を営む起業」とありますが、成果対象となる企業は、どの段階をもって判断されますか。 例として、開業届の提出、法人設立、屋号による事業開始、イベント・講座・販売等による収入発生、継続的な受注・販売の開始等のいずれを想定されているのかご教示ください。 ※企画提案書における成果目標、支援内容、完了報告時の確認方法を明確にするため	「自ら事業を営む起業」は、例示されている項目のうち、開業届の提出、法人設立、屋号による事業開始等のいずれかを行った後、継続的に個人事業主又は法人として事業を実施することを想定しています。
5	仕様書 P2 4 成果目標	在宅ワークによる就労の場合は、雇用主が釧路市内事業者ではなく、首都圏企業または市外企業であっても成果対象となりますか。 ※仕様書 3、(1)、カでは市内事業者とのマッチングの機会の提供が求められている一方、在宅勤務では市外企業との雇用契約も想定されるため	本事業は、市内在住の女性の就労により、最終的に市内企業の人手不足を解消することも目的としています。 そのため、市内企業への就労が望ましいですが、市内在住の女性が働くことを一番の目的としているため、釧路管内企業への就労を成果の対象とします。
6	仕様書 P1 3 業務内容 (1) 業務内容 イ キャリアアップに資する就労支援講座	仕様書 3、(1)、イでは、在職者の受講も見込まれるとされています。既に就労中の方については、どのような状態を成果目標として想定されていますか。例として、非正規雇用から正規雇用への転換、キャリアアップ転職、勤務時間の増加、賃金上昇、職務内容の拡大、副業開始等が考えられますが、成果対象となる範囲をご教示ください。 ※在職者向け講座の設計及び成果指標の設定に必要なため	在職者については、主に非正規雇用から正規雇用への転換を成果の対象として想定しています。 なお、主とする就労における正規雇用への転換又は転職を成果の対象とし、副業開始は対象外とします。

女性求職者就労促進事業業務委託  
公募型プロポーザル 質問回答書

No.	対象書類	質問内容	回答
7	仕様書 P2 4 成果目標	<p>成果として計上できる時点は、契約期間内に雇用契約締結、勤務開始、内定、開業届提出、収入発生等のいずれかが完了している必要がありますか。</p> <p>また、契約期間内に内定し、勤務開始が契約期間後となる場合の扱いをご教示ください。</p> <p>※契約期間が令和9年3月31日までであるため、成果判定時点を明確にする必要があるため</p>	<p>契約期間内に雇用契約締結、勤務開始、開業届提出、法人設立、屋号による事業開始のいずれかが完了している必要があります。</p> <p>また、内定の場合は、契約期間内に就業日が確定している必要があるため、就業日未定の内定通知は成果の対象外とします。</p>
8	仕様書 P1 3 業務内容 (1) 業務内容	<p>仕様書 3、(1)では「市内在住の女性を対象」とされていますが、市内在住であることの確認時点は、申込時、受講開始時、成果達成時のいずれを想定されていますか。</p> <p>また、受講中または就労決定後に転出した場合の扱いをご教示ください。</p> <p>※募集対象者の確認方法及び成果計上の可否を明確にするため</p>	<p>原則として成果達成時点で市内に在住している女性を対象とします。</p> <p>なお、該当する成果が、「就業日が確定している内定」の場合は、契約期間内に市内に在住していることを条件とします。</p>